

第百七十一回国
参議院
文教科学委員会
會議録第十五号

平成二十一年六月十六日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月十一日

辞任

藤原 良信君

鰐淵 洋子君

六月十五日

辞任

横峯 良郎君

補欠選任

藤谷 光信君

山下 栄一君

補欠選任

平山 幸司君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

中川 雅治君

佐藤 泰介君

鈴木 寛君

関口 昌一君

水落 敏栄君

委員

青木 愛君

大石 尚子君

神本美恵子君

亀井 郁夫君

友近 聡朗君

那谷屋正義君

平山 幸司君

藤谷 光信君

西田 昌司君

山内 俊夫君

義家 弘介君

浮島とも子君

山下 栄一君

衆議院議員

修正案提出者

牧 義夫君

国務大臣

文部科学大臣 塩谷 立君

副大臣

文部科学副大臣 山内 俊夫君

事務局側

常任委員会専門員

渡井 敏雄君

本日の会議に付した案件

○独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中川雅治君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、鰐淵洋子君、藤原良信君及び横峯良郎君が委員を辞任され、その補欠として山下栄一君、藤谷光信君及び平山幸司君が選任されました。

○委員長(中川雅治君) 独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。塩谷文部科学大臣。

○国務大臣(塩谷立君) この度、政府から提出いたしました独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国が現在直面する厳しい経済情勢に対処するため、平成二十一年四月十日に政府・与党において取りまとめた経済危機対策では、中長期的な成長力を高める観点から、底力発揮・二十一世紀型インフラ整備として先端技術開発、人材力強化に緊急に取り組むこととしております。

この法律案は、このような観点から、現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時の措置として、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究及び有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成二十一年度の一般会計補正予算により交付される補助金により、独立行政法人日本学術振興会に、先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成及び有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講じるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人日本学術振興会は、平成二十六年三月三十一日までの間に限り、先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成等に要する費用に充てるために先端研究助成基金を、有為な研究者の海外派遣に係る業務等に要する費用に充てるために研究者海外派遣基金をそれぞれ設けるものとし、併せて、これらの基金の運用方法の制限や、基金を廃止する際の残余額の処理について規定するものであります。

第二に、文部科学大臣は、先端研究助成基金を財源として実施する業務に係る部分について、独立行政法人日本学術振興会の業務方法書や中期計画の認可等をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとするものであります。

第三に、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を財源として実施する業務について、それぞれ特別の勘定を設けて経理しなければならぬものとするものであります。

第四に、独立行政法人日本学術振興会は、毎事業年度、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を財源として実施する業務に関する報告書を作成して文部科学大臣に提出するとともに、文部科学大臣は当該報告書を国会に報告しなければならないとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(中川雅治君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員牧義夫君から説明を聴取いたします。牧義夫君。

○衆議院議員(牧義夫君) ただいま議題となりました独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究の集中的な推進について、より適切に位置付けるため、改正案の附則第二条の二第一項から、現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時の措置とする文言を削除するものであります。

何とぞ、御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(中川雅治君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十五時散会

六月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案

〔は衆議院修正〕

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律

独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の七条を加える。

(基金)

第二条の二 振興会は、現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時の措置として、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究及び有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成二十一年度の一般会計補正予算(第一号)により交付される補助金により、平成二十六年三月三十一日までの間に限り、次の各号に掲げる業務に要する費用に充てるためにそれぞれ当該各号に定める基金を設けるものとする。

第十五条第一号に掲げる業務のうち先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成に係るもの及びこれに附帯する業務 先端研究助成基金

第十五条第三号に掲げる業務のうち有為な研究者の海外への派遣に係るもの及びこれに附帯する業務 研究者海外派遣基金

2 先端研究助成基金又は研究者海外派遣基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、それぞれこれらの基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」とする。

4 振興会は、先端研究助成基金及び研究者海外

派遣基金を廃止する場合において、これらの基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

(業務方法書)

第二条の三 文部科学大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による業務方法書(前条第一項第一号に掲げる業務(先端研究助成基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「先端研究助成業務」という。)に係る部分に限る。次項において同じ。)の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、通則法第二十八条第二項の規定により、業務方法書に記載すべき事項に係る文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

(中期目標及び中期計画)

第二条の四 文部科学大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により、中期目標(先端研究助成業務に係る部分に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、通則法第三十条第一項の規定による中期計画(先端研究助成業務に係る部分に限る。)の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

(区分経理)

第二条の五 振興会は、次に掲げる業務については、それぞれ特別の勘定を設けて経理しなければならない。

一 先端研究助成業務

二 附則第二条の二第一項第二号に掲げる業務

(研究者海外派遣基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「研究者海外派遣業務」という。)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第二条の六 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定(罰則を含む。)は、先端研究助成業務又は研究者海外派遣業務として振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第一条第一項(第二号を除く。)及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の事業年度」と、同法第二十六条第一項中「各省各庁の機関」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の機関」と読み替えるものとする。

(国会への報告等)

第二条の七 振興会は、毎事業年度、先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

(過料)

第二条の八 附則第二条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して先端研究助成基金又は研究者海外派遣基金を運用した場合には、その違反行為をした振興会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。